

議案第 1 0 4 号

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市立図書館条例の一部を改正する条例

川崎市立図書館条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「図書館（」の次に「川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館、」を、「川崎市立高津図書館橘分館」の次に「及び川崎市立麻生図書館柿生分館」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 川崎市立麻生図書館、川崎市立川崎図書館大師分館、川崎市立川崎図書館田島分館及び川崎市立麻生図書館柿生分館に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

参考資料

制 定 要 旨

麻生図書館、川崎図書館大師分館、川崎図書館田島分館及び麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせることとするため、この条例を制定するものである。